コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Daiwa Heavy Industry Co.,Ltd
最終更新日:2015年9月30日
大和重工株式会社
取締役社長　田中保昭
問合せ先:082-814-2101
証券コード:5610
http://www.daiwajuko.co.jp

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性と効率性を高め、経営環境の変化に対し的確、迅速に対応できる経営体制の構築に加え、コンプライアンス経営によるリスク管理体制を目指し、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本方針に位置づけております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】**

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 広島運輸株式会社 | 1,740,000 | 12.81 |
| 有限会社ティーワン | 855,040 | 6.29 |
| 田中　宏典 | 691,200 | 5.08 |
| オークマ株式会社 | 650,000 | 4.78 |
| 株式会社広島銀行 | 649,000 | 4.77 |
| 広島ガス株式会社 | 625,000 | 4.60 |
| 株式会社もみじ銀行 | 620,000 | 4.56 |
| タカラスタンダード株式会社 | 600,000 | 4.41 |
| 明信産業株式会社 | 552,000 | 4.06 |
| 田中　節子 | 320,000 | 2.35 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第二部 |
| 決算期 | 12 月 |
| 業種 | 鉄鋼 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 11 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は監査規定に基づき、法令・定款に従い監査を実施しております。取締役会に出席し、取締役の職務遂行状況を監視できる体制をとっております。また、会計監査人と定期的に意見交換の場を設け、効率的な監査体制の確立に努めております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

#### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 加藤　寛 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 鈴木　正道 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 加藤　寛 | ○ | 当社との利害関係はございません。 | 経営の透明性を高めるために、取締役とは独立した立場から経営の監視及び監査を行う能力、識見を持った方を選任しております。<br>また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。 |
| 鈴木　正道 | | 当社との利害関係はございません。 | 経営の透明性を高めるために、取締役とは独立した立場から経営の監視及び監査を行う能力、識見を持った方を選任しております。 |

## 【独立役員関係】

独立役員の人数　1 名

その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

当社はインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、各取締役は業績向上のために責任感を持って積極的に取締役の職務に精励しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第131期事業年度 取締役報酬等の総額32百万円、監査役報酬等の総額13百万円(うち社外監査役6百万円)
・取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で当社の業績及び各取締役の業績を加味して決定しております。また、退職慰労金については、当社規定に基づき決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任スタッフは配置しておりませんが、内部監査室が監査役の職務を補助しています。取締役会の開催に際しては、資料の配布を行うなど概要の説明を行って情報の伝達に努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査役監査は、監査役会が監査規定に基づき法令、定款に従い実施しております。
監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務遂行を監視できる体制になっております。
会計監査人については、西日本監査法人と契約しており、監査を受けております。
会社は正しい経営情報を提供し、公正な立場での監査が実施される環境整備に努めております。
業務を執行した公認会計士の氏名（所属監査法人）
栗栖正紀（西日本監査法人）
梶田 滋（西日本監査法人）

第131期事業年度においては、取締役会を14回、経営会議を13回開催し、重要な業務執行の決定や経営の重要事項についての審議を行いました。
また、全体会議を12回開催し、情報の共有化を図りました。

### ３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

各取締役が他の取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを相互監視し、その適正性を確保しております。
社外取締役につきましては、当社の事業に精通した取締役で取締役会を構成し、運営することが取締役の職務執行の監督及び経営効率の維持・向上の両面で適切と考え、今現在は選任しておりません。
社外からのチェックという観点からは、当社の社外監査役（２名）が取締役会や経営会議に出席して適宜議案の審議に必要な発言を行うほか、内部監査部門や会計監査人と意思疎通を図り取締役の職務執行状況を厳正にチェックしており、経営の監視について十分に機能する体制が整っていると考えております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信や開示資料の掲載を行っております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において以下のとおり「内部統制基本方針」を決議し、実施しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ 当社は全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、全役職員に「コンプライアンス規程」「行動規範」を浸透させるための啓蒙・教育・監督を行う。
ロ 取締役及び使用人の行為に法令、定款、社内規程等に違反する行為がある場合、または、その恐れがある場合、その旨を会社に通報できる窓口として「コンプライアンス委員会事務局」を設け、違反行為の早期発見と防止につなげる。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は「文書記録管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報及び各種会議体の議事録を作成し適切な保存及び管理を行う。
取締役及び監査役はこれらの保存文書を常時閲覧できる体制をとる。
(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ「リスク管理規程」に則り、全社的に影響を及ぼす可能性のあるリスク管理は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスクに関する管理は当該部門が行う。
ロ 万一、緊急事態が発生した場合は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を招集し、迅速な対応を行うことにより損失を最小限に止めるものとする。
(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ 取締役会は原則毎月１回開催しているほか、必要に応じ随時開催もしている。毎月開催の経営会議により事前審議を実施し、重要事項に関する意思決定を迅速、的確に行うとともに、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
ロ 取締役及び幹部社員が出席する全体会議を毎月開催し、経営計画に対する遂行状況をレビューする。
(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ 当社は子会社１社を有し、「経営理念」「行動規範」は子会社にも適用されるものであり子会社へも浸透させるための啓蒙・教育・監督を行う。
ロ 子会社の業務の適正を確保するため、子会社の業務執行は当社取締役会に報告させ、重要事項の決定は当社の取締役会が行う。
(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
イ 内部監査室が監査役の職務を補助する。なお、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役の要望を尊重し、専任の使用人を置く。
ロ 当該使用人の評価・人事異動は監査役会の同意のうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整える。
(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行の状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求める。
ロ 事情により監査役が会議に欠席した場合には、欠席した監査役に議事録を提出するものとする。
ハ 監査役会は社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うこととしている。

### 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社は、「コンプライアンス規程」において法令や社会的規範を遵守し、社会的責任と公共的使命を果たすための大綱を定めており、反社会的勢力に対しては組織として毅然とした態度で対応する。
・(財)暴力追放広島県民会議や広島県企業防衛協議会に所属し、講習会に参加するなど反社会的勢力に関する情報収集に努めている。対応部署及び対応責任者を通して、社内への周知・徹底により適切な対処のできる体制を構築している。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1、開示に関する基本的な考え方
当社は、投資家への適時・適切な会社情報の開示が、株式等にかかる公正な価格形成に貢献し、広く金融商品市場の健全化に資することを認識しており、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を適切に管理し、出来る限り迅速な開示を目指しております。
2、会社情報の適時開示にかかる社内体制
(1)適時開示体制について
各部門で発生した重要な事実は、部門長が情報管理責任者に申告することとなっております。
また、情報管理責任者は、経営会議等の重要な会議の出席メンバーであり、当該会議に出席し、当社の情報を網羅的に収集できる体制になっております。
収集された情報のうち、投資者の投資判断に重要な影響を与える可能性のあるものについては、取引管理規制の定めに従い、社内外に漏洩することの無いよう必要な措置を講じて管理することとなっております。ただし、業務遂行上必要と認めるときは、当該業務に関係あるものにのみ伝達することが出来ることになっております。
情報に対する開示の要否は、情報管理責任者が金融商品取引法・関係政省令および金融商品取引所の定める規則等に基づき関連部署と検討を行い、当該情報が重要事実か否かを判定することとなっております。
重要事実や決算情報については、代表取締役に報告し、必要に応じて取締役会を招集し、承認を得たうえで、可能な限り迅速に開示することとなっております。また、適時開示の公表の担当部門は、総務部としております。
(2)内部者取引について
役職員等がその職務に関して取得する内部情報の管理・服務等の基本的事項を定めた「内部者取引管理規則」において役職員の株式等の売買規制にかかる項目を設け運用するとともに、注意喚起をしております。

